

米国の解怠判決について執行判決が求められた場合における手続的公序

【文献種別】 判決／東京地方裁判所
【裁判年月日】 令和6年7月17日
【事件番号】 令和5年(ワ)第16731号
【事件名】 執行判決請求事件
【裁判結果】 認容
【参照法令】 民事訴訟法118条、民事執行法24条
【掲載誌】 判時2633号53頁
◆ LEX/DB文献番号 25616409

明治大学教授 岡田洋一

事実の概要

インターネット関連サービス等を営むX(原告)は、映画等の開発製作を目的とする外国法人Y(被告)ほか7名に対して、Yらの詐欺等を理由に損害賠償を求めてアメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス郡上級裁判所(以下、「本件米国裁判所」という。)に訴えを提起した(以下、「本件米国訴訟」という。)。本件米国訴訟の中では、Yに対して3度にわたって文書提出命令が下されていたが、Yはいずれの命令にも従わなかった。また、Yは、訴訟途中に訴訟代理人が不存在の状況となつたが、米国判例上、有資格者による訴訟代理が必要とされているため、Xは代理人の選任および不可能な場合にはYらの答弁書の排斥を申し立てた。これに対し、本件米国裁判所は、代理人を選任していないにもかかわらず答弁書が排斥されるべきでない理由を示すことを求める理由開示命令を発令したが、Yは同命令にも対応しなかつた。そこで、本件米国裁判所は、被告の答弁書を排斥する旨の判断をし、原告に対して解怠の登録の申立てを指示した。そして、原告の同申立てを受けて、これを認める本件米国判決を下して裁判所記録に登録した(以下、「本件米国判決」という。)。その後、本件米国訴訟におけるXの代理人は、Yに対し、解怠判決通知を被告の資格証明書上の所在地宛てに普通郵便で発送するとともに、Yの最高経営責任者のアドレスに宛てて電子メールにより送信した。

本件は、本件米国判決の一部について、民執法24条に基づき、わが国での執行判決を求めた事案である。なお、Yは、公示送達による呼出しを

受けたが、本件口頭弁論期日に出頭しなかつた。

判決の要旨

認容。

「本件米国判決は、カリフォルニア州民事訴訟法典に基づき、解怠判決という日本には存在しない制度によりされたものである……。」

カリフォルニア州民事訴訟法典に基づく解怠判決は、その制度の内容……からすれば、訴訟追行に不熱心な一方当事者の相手方を救済する趣旨に出たものと解されるところ、日本の民事訴訟法においても、当事者が口頭弁論において相手方の主張した事実を争うことを明らかにしない場合に、その事実を自白したものとみなすとされていること(民事訴訟法159条1項)や、当事者の一方が口頭弁論の期日に出頭せず、又は弁論をしないで退廷した場合において、審理の現状及び当事者の訴訟追行の状況を考慮して、終局判決をすることができるとされていること(同法244条本文)など、同様の趣旨に基づく規定が存在している。

また、解怠判決による場合であっても、制度上、原告の請求について、証拠により立証することが求められており……、証拠に基づく事実認定がされる仕組みとなっている。さらに、実際にも、本件米国裁判所は、被告が文書提出等の命令や理由開示命令に応じなかつたことを受けて解怠判決をしており……、被告に手続保障が与えられていたといえる。

これらに照らせば、カリフォルニア州民事訴訟法典に基づく解怠判決の制度は、日本の法秩序の基本原則ないし基本理念と相容れないものである

とはいえない認められ、公序良俗に反しないと認められる。

なお、弁論の全趣旨によれば、Yは令和3年7月31日には資格証明書上の本店所在地を退去了したことがうかがわれ、令和4年12月12日に同所に宛てて郵送された解説判決通知はYが実際には了知していない可能性があるが、同通知は、最高経営責任者のアドレスに宛てて電子メールによる送信もされており……、これが受信されなかつたともうかがわれないことからすると、Yに対し、本件米国判決の内容を了知する機会及びこれに対する不服申立ての機会は与えられていたものということができる（最高裁平成29年（受）第2177号同31年1月18日第二小法廷判決・民集73巻1号1頁参照）。」

判例の解説

一 本判決の意義

確定判決の効力は、その判断を下した当該国の主権が及ぶ範囲で生じるが、その効力が外国にまったく及ばないとすると、当事者は、勝訴判決を得たとしても、再度他国で訴え提起を強いられることになる。その結果、重複審理や矛盾判決のおそれが生じる。そこで、外国判決の効力を内国で認めるための外国判決の承認・執行制度がある。すなわち、外国判決が民訴法118条所定の要件を満たした場合には、わが国でも、判決の効力が認められ（判決効の拡張）、そして外国判決の当否の調査を経ずに強制執行が可能となる（民執24条2項。実質的再審査禁止の原則）。

本件では、①Xが執行判決を求めた本件米国判決について解説判決の登録がなされており¹⁾、また②同判決通知がYの最高経営責任者のアドレス宛てに電子メールによっても送信されたことから、手続的公序（民訴118条3号）が問題となった。手続的公序に関しては、最判平31・1・18民集73巻1号1頁が既に判断を下してはいるものの、①わが国には存在しない解説判決そのものの公序適合性、および②電子メールによる不服申立ての機会の付与を肯定した点に本判決の意義がある。

なお、本判決は民訴法118条所定の各要件、①外国裁判所の確定判決（同条柱書）、②間接的国際裁判管轄（同条1号）、③敗訴した被告への訴訟開始文書の現実の送達（同条2号）、④実体的

公序および手続的公序の双方についての公序良俗（同条3号）ならびに⑤相互保証（同条4号）について詳細に検討しているが、本稿では④公序良俗、とくに手続的公序に絞って検討する。

二 手続的公序

外国判決の執行・承認制度は、既に外国裁判所において確定判決を得た者に対して、一定の要件を満たせばその効力を承認することが、当事者の権利保護として有効・適切であることから認められている制度である²⁾。他方で、各国の法観念および司法制度が異なる以上、外国判決の内容および成立手続が日本とは大きく異なることも想定されうる。そこで、その隔たりが著しい場合、外国判決の承認・執行を拒むことによって、内外法秩序の安定を守るために安全弁が必要となる³⁾。すなわち、公序要件であり、①判決内容および②その基礎となった訴訟手続が日本の公序に反する場合には外国判決は承認されない。本稿で問題とするのは②であるが、これは、外国判決の成立過程において、被告の手続保障や裁判官の独立性・中立性の保障、当事者に対する審問請求権の保障といったわが国の手続的基本原則ないし基本理念と相容れないかどうかを確認し、相容れない場合には承認を拒絶することで、事後的に被告の手続保障を図るものである⁴⁾。手続的公序が認められるかについては、平成8年民訴法で、旧法下での肯定的解釈（最判昭58・6・7民集37巻5号611頁）を受けて明文化されたものであるが⁵⁾、具体的な内容については最判平31・1・18民集73巻1号1頁まで待たなければならなかった。

三 最判平31・1・18民集73巻1号1頁

本判決も引用する最高裁平成31年判決は、わが国で承認を認められた米国カリフォルニア州の解説判決に関して、敗訴当事者に対して送達されなかつたことから手続的公序が問題となったものであり、この点につき初めて判断を下した最高裁判例である。まず、懲罰的損害賠償について実体的公序の適合性を判断した最判平9・7・11民集51巻6号2573頁（萬世工業事件）を引用して、①外国判決に係る訴訟手続がわが国の採用していない制度に基づくものである場合、わが国の法秩序の基本原則ないし基本理念と相容れないものと認められる場合には、手続的公序（118条3号）

に反することとなるとする。すなわち、実体的公序の判断における「わが国の法秩序ないし基本理念」という基準を手続的公序にも拡張する⁶⁾。そして、外国判決に係る訴訟手続において、判決書の送達がされていないことの一事をもって直ちに民訴法 118 条 3 号にいう公の秩序に反するものと解することはできないが、②「外国判決に係る訴訟手続において、当該外国判決の内容を了知させることが可能であったにもかかわらず、実際には訴訟当事者にこれが了知されず又は了知する機会も実質的に与えられなかつたことにより、不服申立ての機会が与えられないまま当該外国判決が確定した場合、その訴訟手続は、我が国の法秩序の基本原則ないし基本理念と相いれないものとして、民訴法 118 条 3 号にいう公の秩序に反する」とする。その理由としては、「我が国の民訴法は、……原則的な送達方法によることのできない事情のある場合を除き、訴訟当事者に判決の内容を了知させ又は了知する機会を実質的に与えることにより、当該判決に対する不服申立ての機会を与えることを訴訟法秩序の根幹を成す重要な手続として保障しているものと解される」ことを挙げる。

四 懈怠判決と手続的公序

最高裁平成 31 年判決は懈怠判決そのものにつき判断を示してはいないが、本判決は、懈怠判決がわが国には存在しない制度である点に着目して、これがわが国の法秩序の基本原則ないし基本理念と合致するか否かについて検討する。この点、懈怠判決が有する手続的制裁について初めて判断を下した水戸地裁龍ヶ崎支判平 11・10・29 判タ 1034 号 270 頁は、わが国の民事訴訟手続において訴訟追行に不熱心な当事者に対する民訴法 244 条等を挙げて懈怠判決との比較をしたうえで、「被告らには、本件外国訴訟の提起から判決確定に至るまでの間、自らの訴訟上の利益を防御する手続的保障が与えられていたものと認められる上、本件外国訴訟の判決手続についても、それが懈怠判決であることについては、懈怠判決の手続が我が国の民事訴訟手続と相いれない異質なものとまではいえない」と判示する。同判決に対しては、「訴訟追行に不熱心ないし非協力的な当事者から他方当事者を救済する方法として、わが国でも同様の指向を持つ制度があること（民訴法 224 条・244 条、いわゆる欠席判決もこれに含まれよう）

に照らせば、その手続が公序に反しない」との評価がなされている⁷⁾。そして本判決も、同様の指摘をしたうえで、さらに懈怠判決による場合も X の請求について証拠により立証することが求められており、証拠に基づく事実認定がされる仕組みとなっていること、実際にも本件米国裁判所は Y が文書提出命令や理由開示命令に応じなかつたことを受けて懈怠判決をしており、自らの訴訟上の利益を防御する手続保障が与えられていたことから、わが国の法秩序の基本原則ないし基本理念と相容れないものとはいえないとして公序に反しないとする。この点、本判決は、当事者の訴訟追行の懈怠に着目していることから、外国判決の成立に係る訴訟手続において、訴訟開始文書の有効な送達があれば、以後、被告には積極的に訴訟手続の形成に関与し、かつ誠実に訴訟進行に協力する信義則上の最低限の訴訟追行義務が負わされているとする見解（訴訟追行協力義務説）⁸⁾を意識したものと思われる。

なお、水戸地裁龍ヶ崎支判平 11 年判決は、米国連邦民訴規則上、当事者による裁判所命令への違反に対しいかなる制裁をするか（制裁性）については、「当事者の懈怠についての故意の有無、理由及び程度等を検討して決定するが、特に懈怠当事者の主張等を却下し、懈怠を理由として懈怠原告の請求を却下し、又は懈怠被告に対して敗訴判決をするに当たっては懈怠が故意又は重過失によるものであるか否かを判断しなければならない」としたうえで、当該懈怠判決の手続がわが国の公の秩序に反するとはいえない旨判示している。しかし、本判決では、X が請求原因で Y の故意・重過失の主張をしているものの、裁判所は、懈怠についての主観的要素を判断することなく、Y への手続保障の確保や訴訟追行協力義務違反の有無でのみ手続的公序の判断をして、懈怠判決の執行可能性を認めようとする。

五 不服申立ての機会（了知可能性）としての電子メール

最高裁平成 31 年判決は、訴訟当事者に外国判決の内容を当事者に了知させること、または了知する機会を実質的に与えることにより、不服申立ての機会を与えることが、わが国の基本原則ないし基本理念に合致するとする。よって、手続的公序の判断に際しては、不服申立ての機会が与えら

れないまま当該外国判決が確定したといえるのか否かが重要となる。この点、手続的公序は、訴訟開始時に要求される送達等による手続保障（民訴118条2号）とは別個の訴訟係属後の手続保障を認めたものであり⁹⁾、実質的に防御権が保障されていたかどうかを具体的な事情の下で個別に判断する必要がある。すなわち、「当該外国裁判所が判決を下すまでの過程及びその確定までの間に、被告に対して何らかの救済措置をとったかどうか」である^{10) 11)}。もっとも、どのような具体的な事実があれば不服申立ての機会を保障するに十分な判決内容の了知あるいはその機会の付与であったといえるかについては、判断を下していない。この点、同判決の差戻審（大阪高判令元・10・4民集75巻6号2949頁）は、「1審被告は、本件外国判決の控訴期限の約4か月前に本件外国判決の訴訟手続の一環として送信された本件電子メールを契機として本件外国判決の内容を了知したにもかかわらず、本件外国判決に対する控訴の申立てをしなかったのであるから、本件外国判決が確定した訴訟手続は公序に反しない」と判示した。ここでは、判決書の送達はないものの、電子メールの送信によって実質的に判決内容の了知または了知の機会が与えられたとの評価が行われている。以上を踏まえて本件をみてみると、懈怠判決通知がYの資格証明書上の所在地宛てに普通郵便で発送されるとともに、Yの最高経営責任者のアドレスに宛て電子メールにより送信がなされている。前者については実際には了知されていない可能性もあるが、後者についてはこれが受信されなかつたともうかがわれないとの認定をしており、本件米国判決の内容を了知する機会およびこれに対する不服申立ての機会は実質的には与えられていたものということができ、手続的公序に反するとはいえないであろう。

なお、わが国でも令和4年民訴法改正（令和4年法律第48号）によって、送達の場面においても、書類に代えてインターネットを利用することで当事者の利便性の向上を高めるべく、電磁的記録の送達が創設された（民訴109条以下）。これによって、電子判決書も裁判所の使用するサーバのファイルに記録されるとその対象となる。その結果、わが国には懈怠判決制度自体は存しないものの、不服申立ての機会の保障という点においては、接近化しつつあるといえよう。今後は、わが国の同

改正後の運用を注視しつつ、実質的な不服申立ての機会があったか否かを検討し、手続的公序について判断する必要があろう。

●—注

- 1) 懈怠判決（default judgment）とは、正当な理由なく応訴を怠った被告に対して、制裁として、審理を経ずに相手方の請求を認める制度であり、裁判所書記官による懈怠の記録とその後の懈怠判決という二段階で構成される。その際、被告は適正手続に則った訴訟の通知を受けている場合には、その取消しを求めることが認められている。See Geoffrey C. Hazard ET AL., *Civil Procedure* 409-410 (6th ed. 2011).
- 2) 兼子一原著『条解民事訴訟法〔第2版〕』（弘文堂、2011年）620頁〔竹下守夫〕。
- 3) 本間靖規ほか『国際民事手続法〔第3版〕』（有斐閣、2024年）170頁。
- 4) 赤刎正子「外国判決の承認・執行における手続的公序についての一考察」—橋論叢113巻1号（1995年）142頁、岡田幸宏「外国判決の承認・執行要件としての公序について（5）」名法153号（1994年）395頁。
- 5) 法務省民事局参事官室編『一問一答新民事訴訟法』（商事法務、1996年）136頁。
- 6) ただし、実体的公序の判断では、結果の反公序性と事案の内国牽連性を軸に判決内容の異質性を判断するのに對して、手続的公序の場合には、手続形成過程を問題とし、また訴訟手続が外国でなされているため内国牽連性は問題とならないという違いがある。芳賀雅顯「判批」国際私法判例百選〔第3版〕197頁。
- 7) 井戸謙一「判批」判タ1065号（2001年）315頁。
- 8) 安達栄司「判批」新・判例解説Watch（法セ増刊）25号（2019年）161頁、川嶋四郎「判批」法セ779号（2019年）118頁。
- 9) 最高裁平成31年判決は、「外国判決が同法118条により我が国においてその効力を認められる要件としては、『訴訟の開始に必要な呼出し若しくは命令の送達』を受けたことが掲げられている（同条2号）のに対し、判決の送達についてはそのような明示的な規定が置かれていない」とする。他方、芳賀雅顯『外国判決の承認と執行』（慶應大学出版、2025年）177頁は、手続開始時以降の送達についても、3号ではなく2号の問題として処理すべきとする。
- 10) 赤刎・前掲注4) 144頁。
- 11) これに対して、不服申立ての機会を与えることをわが国的基本原則にまで高めて手続公序の基準とすることに疑問を呈する見解（安達・前掲注8）162頁）、および、不服申立ての機会の有無だけを切り取って手続的公序違反の評価をすべきではないとする見解（中西康「判批」リマークス60号（2020年）141頁）がある。